

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法を定めることについて

下記のとおり、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

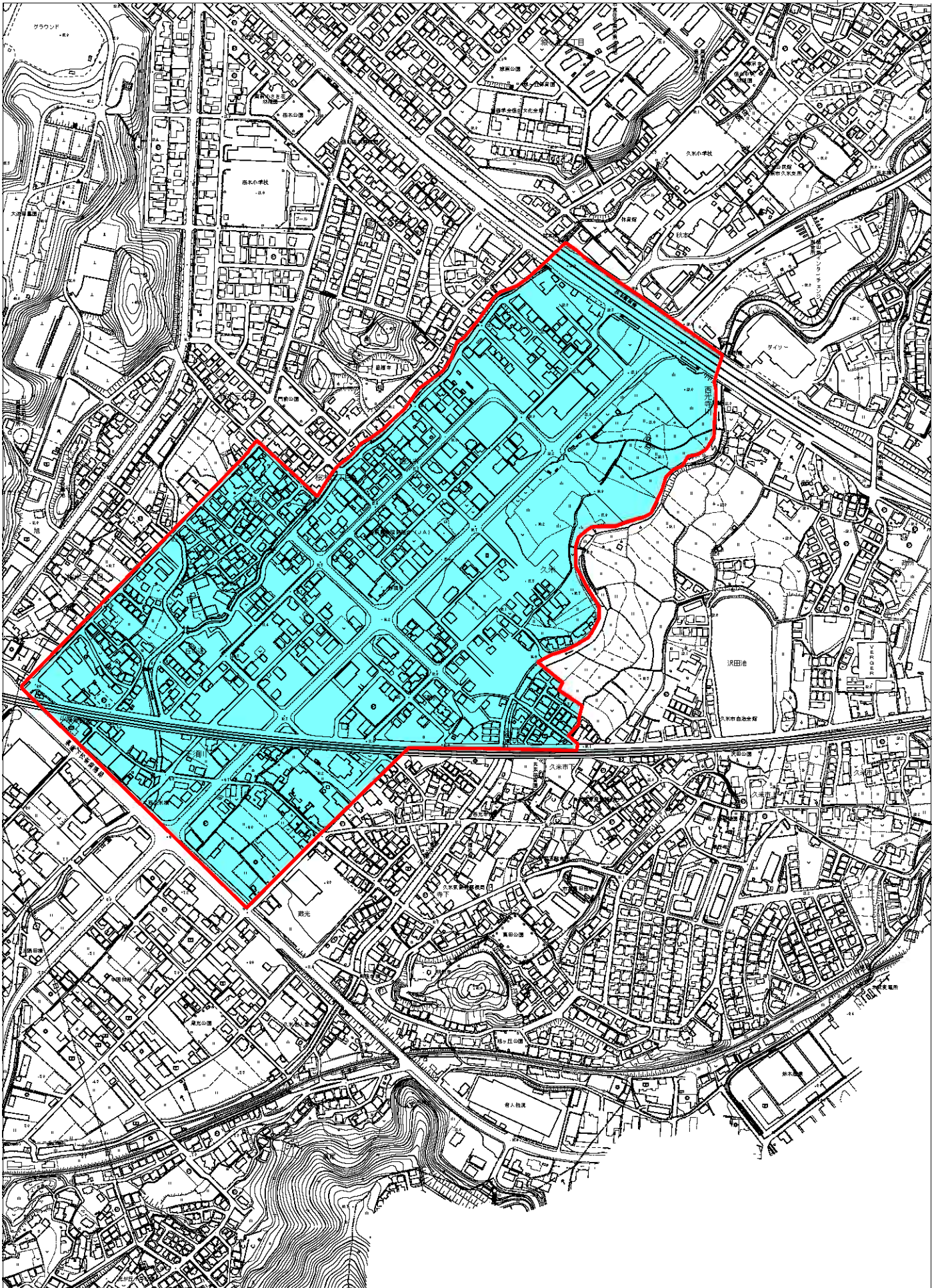
平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 住居表示を実施する区域
別図のとおり
- 2 住居表示の方法
街区方式

別図：住居表示を実施する市街地の区域（大字久米区域）



(参 考)

1 実施区域

周南市大字久米の一部

2 実施区域の概要

(1) 面積 約0.413k m² (41.3ha)

(2) 世帯数 約650世帯

(3) 人口 約1,500人

(4) 事業所 約110事業所